



平成28年4月19日

各 位

会 社 名 株式会社日本色材工業研究所  
代表者名 代表取締役社長 奥村 浩士  
(JASDAQ コード番号:4920)  
問 合 せ 先 取締役人事総務部長 瀧川 順  
(TEL. 03-3456-0561)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成28年4月19日開催の取締役会において「定款の一部変更」に関し、平成28年5月27日開催予定の第59回定時株主総会に下記のとおり付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、新たに監査等委員会設置会社への移行が可能となりました。取締役会の監督機能を強化し、コーポレートガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社へ移行いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (2) 経営体制の一層の強化・充実を図るとともに、株主総会および取締役会の機動的な運営を可能とするため、代表取締役が株主総会および取締役会の招集権者および議長、相談役に対する諮問者、および会計監査人の報酬等の決定者となるよう変更案のとおり現行定款規定を変更するものであります。(現行定款第13条、第23条、第28条および第45条)
- (3) 機動的な資本政策および配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう変更案のとおり現行定款規定を変更するものであります。(現行定款第47条～第49条、変更案第42条～第44条)
- (4) その他、上記の変更に伴う条数の修正等所要の変更を加えるものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

#### 3. 日 程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成28年5月27日(金)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成28年5月27日(金)

以 上

【別 紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則 (条文省略)</p>	<p>第1章 総 則 (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条～第10条 (条文省略) (基準日)</p>	<p>第5条～第10条 (現行どおり) (基準日)</p>
<p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>第11条 当社は、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもってその事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第12条 (条文省略) (招集者及び議長)</p>	<p>第12条 (現行どおり) (招集者及び議長)</p>
<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き社長が招集し議長となる。</p> <p>2 社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き代表取締役が招集し議長となる。</p> <p>2 代表取締役に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>第14条～第16条 (条文省略)</p>	<p>第14条～第16条 (現行どおり)</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社に取締役会を置く。</p>	<p>(取締役会の設置)</p> <p>第17条 当社は、取締役会を置く。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は15名以内とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第18条 当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、15名以内とする。</p> <p>2 監査等委員である取締役(以下、「監査等委員」という。)は、5名以内とする。</p>
<p>(選任方法)</p>	<p>(選任方法)</p>
<p>第19条 (新 設)</p>	<p>第19条 取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(条文省略)</p> <p><u>2</u> (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>2</u> <u>補欠により選任された取締役の任期は、退任した取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p><u>3</u> <u>増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p> <p>(新 設)</p>	<p><u>2</u> (現行どおり)</p> <p><u>3</u> (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 20 条 取締役の任期(<u>監査等委員を除く。</u>)は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2</u> <u>監査等委員の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p><u>3</u> <u>任期の満了前に退任した監査等委員の補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の残任期間と同一とする。</u></p>
<p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議によって、社長を 1 名選定し、また必要に応じ会長 1 名、副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>第 22 条 (条文省略)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>社長</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 <u>社長</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の 3 日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(役付取締役)</p> <p>第 21 条 取締役会の決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から社長を 1 名選定し、また必要に応じ会長 1 名、副社長 1 名、専務取締役及び常務取締役を若干名選定することができる。</p> <p>第 22 条 (現行どおり)</p> <p>(招集者及び議長)</p> <p>第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>代表取締役</u>がこれを招集し議長となる。</p> <p>2 <u>代表取締役</u>に事故あるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(招集手続)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集は、各取締役に対し、会日の 3 日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(決議の方法)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 27 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(相談役)</p> <p>第 28 条 取締役会の決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は当社の業務に関し、<u>社長の</u>諮問に応じるものとする。</p> <p>第 29 条～第 30 条 (条文省略)</p> <p>第 5 章 <u>監査役及び監査役会</u></p> <p>(監査役及び監査役会の設置)</p> <p>第 31 条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。</p> <p>(監査役の員数)</p> <p>第 32 条 <u>当社の監査役は 4 名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第 33 条 <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席して、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 25 条 (現行どおり)</p> <p>2 前項にかかわらず、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第 26 条 <u>当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p> <p>(相談役)</p> <p>第 29 条 取締役会の決議によって相談役若干名を選任することができる。相談役は当社の業務に関し、<u>代表取締役</u>の諮問に応じるものとする。</p> <p>第 30 条～第 31 条 (現行どおり)</p> <p>第 5 章 <u>監査等委員会</u></p> <p>(監査等委員会の設置)</p> <p>第 32 条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(任期)	(削 除)
第 34 条 <u>監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>	
2 <u>補欠により選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</u>	(削 除)
(常勤監査役)	(削 除)
第 35 条 <u>監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	
(監査役会の招集)	(監査等委員会の招集)
第 36 条 <u>監査役会の招集は、各監査役に対し会日の 3 日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>	第 33 条 <u>監査等委員会の招集は、各監査等委員に対し会日の 3 日前迄にその通知を発する。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u>
2 <u>監査役全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査役会を開くことができる。</u>	2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u>
(監査役会の決議方法)	(監査等委員会の決議方法)
第 37 条 <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u>	第 34 条 <u>監査等委員会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u>
(議事録)	(議事録)
第 38 条 <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>	第 35 条 <u>監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名を行う。</u>
(報酬等)	(削 除)
第 39 条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	
(監査役会規程)	(監査等委員会規程)
第 40 条 <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める「監査役会規程」による。</u>	第 36 条 <u>監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める「監査等委員会規程」による。</u>
(社外監査役の責任限定契約)	(削 除)
第 41 条 <u>当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、会社法第 427 条第 1 項の最低責任限度額とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 42 条～第 44 条 (条文省略) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第 45 条 会計監査人の報酬等は、<u>社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 7 章 計 算</p> <p>第 46 条 (条文省略) (期末配当金)</p> <p>第 47 条 <u>当社は株主総会の決議によって、毎事業年度の末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当 (以下「期末配当金」という。) を支払う。</u></p> <p>(中間配当金の支払)</p> <p>第 48 条 <u>当社は、取締役会の決議によって、毎年 8 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主、もしくは登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当 (以下「中間配当金」という。) をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 49 条 <u>期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過して受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 37 条～第 39 条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)</p> <p>第 40 条 会計監査人の報酬等は、<u>代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p style="text-align: center;">第 8 章 計 算</p> <p>第 41 条 (現行どおり) (剰余金の配当等)</p> <p>第 42 条 <u>当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 43 条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年 2 月末日とする。</u></p> <p>2 <u>当社の中間配当の基準日は、毎年 8 月 31 日とする。</u></p> <p>3 <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(除斥期間)</p> <p>第 44 条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満 3 年を経過して受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。</u></p> <p>2 <u>未払の配当金には利息をつけない。</u></p> <p>附則</p> <p>(社外監査役の責任限定契約に関する経過措置)</p> <p>1 <u>当社は、第 59 回定時株主総会終結前の社外監査役 (社外監査役であった者を含む。) の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 41 条の定めるところによる。</u></p>